

桜木地区体育振興会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は桜木地区体育振興会と称し、事務所を会長宅におく。

(会員)

第2条 会員は桜木地区自治会に加入している者であること。

(目的)

第3条 本会は桜木地区民への体育の普及と振興をはかり、地区民相互の親睦に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 地区民の体育の向上に関する指導並びに各種行事の計画及び実施。
2. 市及び各種団体の実施する体育に関する諸施策に対する協力。
3. 体育の練習普及並びに指導奨励。
4. 地区民の体育の向上に関する必要な器具の整備。
5. その他本会の目的達成に必要な事項。

(総会)

第5条 本会運営のため委員会をおく。委員は次のとおりとする。

1. 各自治会より若干名選出する。但し地区民への体育の普及と振興に熱意を有する者。
2. 委員会に専門部をもうけることができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会長	1名
2. 副会長	若干名
3. 事務局長	1名
4. 事務局次長	1名
5. 会計	1名
6. 理事	若干名
7. 監査	2名
8. 総務	若干名
9. 広報	若干名
10. 会長の要請により顧問、協力員（県民スポーツ推進委員）をおくことができる。	

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を処理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
3. 事務局長は本会に必要な事務を処理する。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、これを代行する。
5. 会計は本会の会計事務をおこなう。
6. 理事は本会の業務を分掌する。
7. 監査は本会の会計監査をおこなう。
8. 総務は全体の事務を処理する。
9. 広報は地区（一般）に広く知らせる宣伝活動をおこなう。
10. 協力員は本会運営の助言及び事業の実行に際し協力をおこなう。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、監査は総会において選出する。
2. 理事は専門部、スポーツ少年団代表とする。
3. 県民スポーツ推進委員、体育指導委員、協力員は会長が任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

1. 総会は原則として毎年4月に開催し、委員の出席をもって成立する。但し、役員会において必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
2. 役員会は必要に応じ、会長が随時招集する。

(予算)

第11条 本会の予算は、次の収入をもってこれにあてる。

1. 自治会連合会交付金
2. 市補助金
3. 一般寄付
4. その他

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

第13条 本会の定めるもののほか必要な事項は、総会において決定する。

第14条 会則は、役員会で立案し、総会において決定する。

第15条 本会は、昭和50年8月1日から実施する。
本会は、平成7年4月1日から実施する。
本会は、平成27年4月1日から実施する。